

令和3年度 千葉市交通安全対策会議（幹事会）議事録

1. 審議を行った期間：令和3年8月13日（金）～8月27日（金）（書面による審議）

2. 参加者：幹事40名

- 関東運輸局千葉運輸支局 松澤首席陸運技術専門官
- 千葉労働局千葉労働基準監督署 伊藤第一方面主任監督官
- 関東地方整備局千葉国道事務所交通対策課 佐谷課長
- 関東総合通信局総務課 寺井課長 ○千葉県くらし安全推進課 鶴澤課長
- 千葉市警察部総務課 相原課長 ○千葉中央警察署 高橋交通官
- 千葉東警察署交通課 高戸課長 ○千葉西警察署交通課 岩下課長
- 千葉南警察署交通課 中川課長 ○千葉北警察署交通課 高見課長
- 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社保線課 佐野課長

（以下千葉市幹事）

- 総務課 山崎課長 ○危機管理課 國方課長 ○政策企画課 濤岡課長
- 医療政策課 風戸課長 ○高齢福祉課 清田課長 ○こども企画課 宮葉課長
- 環境保全課 木下課長 ○環境規制課 山内課長 ○経済企画課 長谷部課長
- 都市計画課 金森課長 ○公園建設課 齋藤課長 ○土木管理課 山口課長
- 土木保全課 長瀬課長 ○中央・美浜土木事務所維持建設課 遠藤課長
- 花見川・稲毛土木事務所維持建設課 小林所長
- 若葉土木事務所維持建設課 西川所長 ○緑土木事務所維持建設課 佐瀬所長
- 道路計画課 日暮課長 ○道路建設課 松川課長 ○街路建設課 葛岡課長
- 自転車政策課 保科課長 ○中央区地域振興課 後藤副区長
- 消防局施設課 石田課長 ○教育委員会学事課 栗和田課長
- 教育委員会保健体育課 阿部課長 ○教育委員会生涯学習振興課 小倉課長
- スポーツ振興課 村田課長 ○地域安全課 片岡課長（議長）

事務局4名（地域安全課 中野 今村 上林 宮村）

3. 議題：第11次千葉市交通安全計画（素案）について

4. 議事の概要：第11次千葉市交通安全計画（素案）について協議をし、必要な修正を加えたうえで、同計画を原案とすることに決定した。

5. 審議経過

議長 地域安全課 片岡課長	議題 第11次千葉市交通安全計画(素案)について 日頃から、本市の交通安全の推進につきまして御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。 千葉市交通安全対策会議幹事会について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面による審議として開催いたします。資料をご一読いただき、ご意見を所定の書面にて、ご回答くださいますようお願いいたします。 幹事の皆様に表明いただいたご意見につきましては、事務局が取りまとめて皆様に報告し、それを踏まえてご意見のある方からは再度ご意見を表明していただきたく存じます。
---------------------	--

中央区地域振興課
後藤副区長

P17【第1の視点】に基づき実施する主な事業ですが、子どもの交通事故防止の推進について、現状では一つしか記載されていません。記載項目を増やせるのではないのでしょうか。

- ・多機能パトロールの実施（26ページ）※後述
- ・通学路における交通安全の確保（41ページ）
- ・登下校時間帯におけるきめ細かな交通規制と交通事故抑止に資する交通指導取り締まりの実施（44ページ）

議長

ご指摘の通り加筆させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

こども企画課
宮葉課長

P26 ⑦について、今後実施予定のため、加筆修正をお願いします。

- ⑦登下校時や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保
登下校時の子どもの安全を確保するため、地域住民等による見守り活動を推進します。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路において、見守り活動を行う体制の整備に努めます。

議長

ご指摘の通り加筆させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

中央区地域振興課
後藤副区長

P26 ⑦の次に⑧として、「多機能パトロールの実施」の加筆をお願いします。

- ⑧多機能パトロールの実施
生活道路を中心に通学路や公園周辺などについて、青色回転灯装着パトロール車等を用いて道路安全・子どもの安全確保など多機能型の巡視を日常的に実施し、事故や犯罪の防止に努めます。

議長

ご指摘の通り加筆させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

環境保全課
木下課長

P28 アについて、加筆をお願いします。

- ア エコドライブの推進
交通安全にも役立つ環境対策として、市民に対してエコドライブ（電気自動車も同様）の実施を呼びかける取組を推進します。

議長

ご指摘の通り加筆させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

千葉運輸支局
松澤主席陸運
技術専門官

P33「④車両への装備による飲酒運転根絶への推進」の記載ですが、「ドライブレコーダーやアルコール・インターロック装置等の装備の普及・定着に向け、広報活動を推進します。」とありますが、誰（例：自動車メーカー、後付け装置の製作メーカー、市民）に行う普及・定着に向けた広報活動を推進するのでしょうか。なお、当機関は、自動車メーカーや自動車用部品販売店に対して当該装置の普及・定着（自動車メーカーであれば新車時に装備するように普及・定着）を指導する機関ではありません。当該記載事項については、「ドライブレコーダーの装備や運転前にアルコール検知器の使用の普及・定着」に変更及び、「第11次千葉県交通安全計画の第1編第2章第2節第1の柱（5）④」に記載された事項の採用等をそれぞれ検討する必要があると考えます。

議長

市民に向けて広報活動を推進することを想定しております。また、アルコール・インターロック装置等については、普及促進が求められておりますので、当該箇所について、以下のように修正させていただきたいと存じます。

飲酒運転根絶に向け、市民に対してドライブレコーダーやアルコール・インターロック装置等の装備、運転前のアルコール検知器の使用の普及・定着の広報活動を推進します。

また、ご指摘の県計画の項目は、「自動車運転代行業の指導・監督」になりますが、自動車運転代行業の指導・監督は県と公安委員会の所管となりますので、本計画にはそぐわないため、記載はしないこととさせていただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

千葉県くらし
安全推進課
鶴澤課長

「飲酒運転根絶に向け、市民に対してドライブレコーダーやアルコール・インターロック装置等の装備、運転前のアルコール検知器の使用の普及・定着の広報活動を推進します。」との修正案について、アルコール・インターロック装置やアルコール検知器については、一般的に市民向けではなく事業者向けの装置であることから、「・・・市民及び事業者に対して・・・」と修正してはどうでしょうか。

議長

ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り修正し、反映させていただきたく存じます。

(異議なし)

生涯学習振興課 小倉課長	P41「(1) ②通学路等における交通安全の確保」に「子どもルームの登所」とありますが、「 <u>子どもルームやアフタースクールの登所</u> 」と加筆をお願いします。 令和3年度までに18校の子どもルームがアフタースクールに移行済みであり、今後も拡充予定であることから、併記することが望ましいです。
議長	ご指摘の通り加筆させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。 (異議なし)
土木保全課 長瀬課長	P41「(1) ②通学路等における交通安全の確保」についてですが、「中学校や高校に通う生徒が通行する道路における安全対策として、必要に応じて防護柵等の交通安全施設の設置、路肩のカラー舗装、自転車走行環境(自転車道・自転車専用通行帯・車道混在(矢羽根))の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充を行います。」とありますが、中学生や高校生が通行する道路の安全対策拡充について、点検等を行う予定をしているのでしょうか。点検等を実施する場合は、地域安全課が主体的立場として調整、取りまとめ及び予算確保などを行うと認識していいのでしょうか。点検等を実施しない場合は、市民等からの要望に対し、学校関係、警察及び道路管理者などの関係機関が協議し、必要に応じて安全施設の設置等を行うことでいいのでしょうか。
議長	中学生や高校生が通行する道路に限らず、子どもルームやアフタースクールの登所、帰宅経路も含め、「市民等からの要望に対し、学校関係、警察及び道路管理者などの関係機関が協議し、必要に応じて安全施設の設置等を行う」と認識しております。皆様、いかがでしょうか。
公園建設課 齋藤課長	道路施設を整備することなので、道路管理者と十分な調整が必要と考えます。
土木保全課 長瀬課長	中学校や高校に通う生徒の通行する道路における安全対策について総括を行う所管課は地域安全課という認識でよろしいでしょうか。
学事課 栗和田課長	小中学校においては児童生徒が登下校で利用する通学路等の安全確認については学校で実施し、危険箇所が確認された場合には教育委員会へ報告があり、教育委員会から関係機関に情報を提供し、対応を検討していただく体制になっておりますので特に問題はないと考えます。
議長	中学校や高校に通う生徒の通行する道路について、取りまとめ等をする所管を懸念されていると思いますが、学事課栗和田課長のご意見から、中学校に通う生徒の通行する道路については、教育委員会が取りまとめをすることが確認されました。 また高校に通う生徒の通行する道路については、市立高校については千葉市教育委員会、県立と私立の高校については千葉県の所管となりますの

で、学校等から要望があった際にはそれぞれの所管が必要に応じて関係機関と協議のうえ、対応を検討することとなると認識しております。
なお、高校生が通学する道路の安全対策、点検等の話が、もし、市に来た際には、県との調整は地域安全課で行う考えでございます。
以上を踏まえまして、関係課には該当箇所につきまして、加除修正はしないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

こども企画課
宮葉課長

P41「(1) ②通学路等における交通安全の確保」に加筆をお願いします。
また、未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策として、道路への路面標示等を検討し、自動車や自転車の運転手等への注意喚起及び意識の啓発に努めます。

今後、実施予定のため、加筆をお願いします。

議長

ご指摘の通り加筆させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

都市計画課
金森課長

P46「(8) ③駐車場の整備」の文章について原案ですと条例の運用が駐車場整備地区に限定するようになってしまうので、以下の通り修文をお願いします。

駐車需要を生じさせる一定規模以上～駐車施設の附置等に関する条例」の運用等により駐車施設の整備を図ります。加えて、駐車場整備計画の策定等により、駐車場整備地区の駐車需要等を踏まえ適切な駐車施設の整備を図ります。

議長

ご指摘の通り修正させていただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

自転車政策課
保科課長

第11次計画を実行する過程において、各施策において実施した具体的な取組事業の実施内容を整理し、評価を行っていただきたい。特に第10次計画から更に強化する対策は、従前から強化した取組内容及びその効果を整理すべきと考えます。

議長

第11次千葉市交通安全計画を基に、毎年、千葉市交通安全実施計画（年次計画）を策定して参ります。本年度も、策定に向けて改めて関係機関、関係課に意見照会をさせていただく予定です。

具体的な取り組みについては、これまでも実施計画の中で毎年整理されてきたと思われませんが、ご指摘の通り、効果について十分に評価されてきたとは言えません。

ご指摘を踏まえ、千葉市交通安全実施計画を策定して参りたいと存じます。

議長	<p>皆様、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>年次計画である千葉市交通安全実施計画を策定する際には、事後評価についても整理をし、策定して参りたいと存じます。</p> <p>活発なご審議、ありがとうございました。 幹事の皆様からのご意見につきまして、すべて表明していただきましたので、この計画をもちまして原案とさせていただきます。</p>				
事務局	<p>以上をもちまして、千葉市交通安全対策会議幹事会は終了となります。 9月10日(金)からパブリックコメント手続きが始まります。今後、文言の微細な修正等については、事務局に一任していただきたく存じます。 ご意見等ございましたら、事務局までご連絡ください。</p> <p>今後の予定</p> <table data-bbox="699 853 1299 969"> <tr> <td>9月</td> <td>パブリックコメント手続き</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>交通安全対策会議(書面による審議) 計画策定</td> </tr> </table>	9月	パブリックコメント手続き	10月	交通安全対策会議(書面による審議) 計画策定
9月	パブリックコメント手続き				
10月	交通安全対策会議(書面による審議) 計画策定				